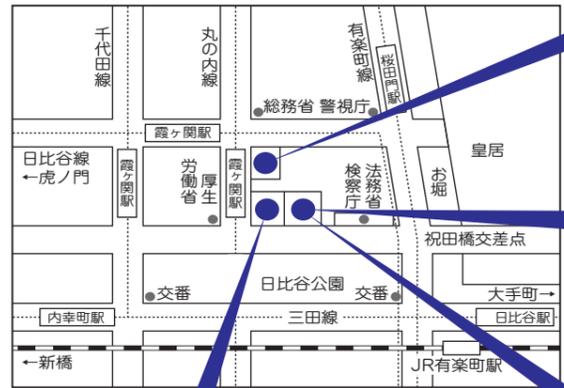


裁判所・法テラス・法律相談センター

弁護士会  
新宿総合法律相談センター  
新宿区歌舞伎町2-44-1  
東京都健康プラザハイジア8階  
☎ 6205-9531



弁護士会  
蒲田法律相談センター  
(法テラス指定相談場所)  
大田区西蒲田7-48-3  
大越ビル6階  
☎ 5714-0081



弁護士会 霞が関法律相談センター  
千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階  
☎ 3581-1511

弁護士会  
渋谷法律相談センター  
渋谷区神南1-22-8  
渋谷東日本ビル5F  
☎ 5428-5587



東京地方裁判所  
千代田区霞が関1-1-4  
☎ 3581-5411

東京家庭裁判所  
千代田区霞が関1-1-2  
☎ 3502-8311

東京簡易裁判所  
千代田区霞が関1-1-2  
☎ 3581-5411

法テラス東京(日本司法支援センター)  
新宿区西新宿1-24-1  
エステック情報ビル13階  
☎ 050-3383-5300



※法テラスは総合法律支援法に基づいて設立され、民事法律扶助・犯罪被害者支援・国選弁護士関連業務などを行っています。

供託所

東京法務局供託課  
千代田区九段南1-1-15  
九段第2合同庁舎5階  
☎ 5213-1353

自筆証書遺言書保管所

東京法務局遺言書保管室  
千代田区九段南1-1-15  
九段第2合同庁舎8階  
☎ 5213-1441



公証役場

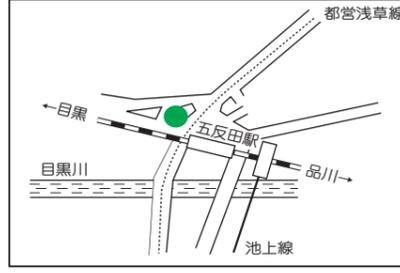
大森公証役場  
大田区大森北1-17-2  
大森センタービル2階  
☎ 3763-2763

受付時間  
午前10時(電話は午前9時30分)～正午  
午後1時～午後4時(電話は午後5時)  
(土曜日、日曜日、祝日を除く)



五反田公証役場  
品川区東五反田5-27-6  
第一五反田ビル3階  
☎ 3445-0021

受付時間  
午前9時30分～正午、  
午後1時～午後4時30分  
(土曜日、日曜日、祝日を除く)



目黒公証役場  
品川区上大崎2-17-5  
デルタンビル5階  
☎ 3494-8040

受付時間  
午前9時30分～午前11時30分、  
午後1時～午後3時30分(電話は午後4時30分)  
(土曜日、日曜日、祝日を除く)



# 暮らしに関する 困りごとと相談

**無料** お気軽にどうぞ  
～秘密は厳守します～



電話相談ダイヤル ☎ 3777-2000

品川区 区民相談室

東京都品川区広町2-1-36 品川区役所第三庁舎3階

**区民相談室  
ご利用にあたって**

- 利用できる方は区内在住・在勤・在学の方です。(法人を除く)
- 相談内容によっては所管部署や他の専門機関等を紹介する場合があります。
- 各種相談は相談者ご自身で問題解決をするための助言をさしあげるものであり、仲裁や書類の作成、申請等書類のチェックなどはいたしません。

- 専門相談は匿名での相談をお受けできません。
- その月の●回目の◇曜日を、「第●◇曜日」と数えます。
- 弁護士や各専門家の紹介、あっせんは行いません。

**区民相談**

相談員	内容	相談方法	実施日 (祝日・振替休日・年末年始を除く)	相談時間枠	利用方法
区民相談員	毎日の暮らしの中での困りごと	面談 または 電話	月～金曜日	午前9時～午後5時 ※受付は午後4時30分まで	受付時間内に直接おいでください TEL.3777-2000
	犯罪被害に遭った方やその家族の方などの支援に関する情報提供や助言				

**専門相談**

相談名 (相談員)	内容	相談方法	相談時間	実施日 (祝日・振替休日・年末年始を除く)	相談時間枠	利用方法	
<b>法律相談</b> (弁護士)	金銭貸借、離婚・親権、遺言、相続、借地借家などの法律問題 ※相談時間の制限により、調停や裁判で係争中の案件についてはご対応できない場合があります	面談 同一内容で年間3回 まで相談できます	30分以内	毎週水曜日	午後	①1:00～1:30 ②1:35～2:05 ③2:10～2:40 ④2:45～3:15 ⑤3:20～3:50  ①6:00～6:30 ②6:35～7:05 ③7:10～7:40 ④7:45～8:15  ①9:30～10:00 ②10:05～10:35 ③10:40～11:10 ④11:15～11:45	相談日1週間前の午前9時から電話で予約してください(先着順)  <b>予約の電話はこちら TEL.3777-1111(代)</b>  ※土日・祝日・振替休日・夜間は予約業務を行いません。  ※予約受付開始日が休日に当たる場合は、翌開庁日から予約を受け付けます。但し、大型連休・年末年始の場合は、区民相談室にお問い合わせください。  ※法律相談・税金相談で、①キャンセルの連絡が実施日の前開庁日17時を過ぎた場合、②連絡なく相談日時に相談に来なかった場合、相談実績を1回と数えることとします。
				第2・第4月曜日			
				第1火曜日	午後		
				第2日曜日			
<b>税金相談</b> (税理士)	相続税、贈与税、所得税などの税金の問題 ※住民税など一部対応できない税金があります ※各税金の計算や確定申告、ふるさと納税、税金に関係のない資産運用などの相談はお受けできません	面談 年間3回まで 相談できます	40分以内	第2・第4火曜日	午後	①1:00～1:40 ②1:45～2:25 ③2:30～3:10 ④3:15～3:55	
				第2・第4金曜日			
<b>不動産取引相談</b> (宅地建物取引士)	土地建物の取引や賃貸借契約、修繕費等の問題など ※契約書等関係書類をお持ちください	面談	40分以内	第2木曜日	午後		
<b>司法書士相談</b> (司法書士)	登記、相続、遺言、成年後見などの手続きについての相談			第1～第4金曜日			
<b>行政書士相談</b> (行政書士)	各種許認可、相続、遺言、成年後見などの手続きについての相談			第1金曜日			
<b>社会保険労務士相談</b> (社会保険労務士)	就業規則、解雇、賃金不払い、年金・社会保険、労働問題など			第1・第3火曜日			
<b>人権身の上相談</b> (人権擁護委員)	差別・いじめ・プライバシー侵害等、人権問題に関すること	面談または電話	-	第1・第3木曜日	午後1時～4時 ※受付は午後3時30分まで	受付時間内に直接おいでください	
<b>国の行政相談</b> (行政相談委員)	国の行政機関などの仕事に対する苦情・要望・意見						
<b>外国人生活相談</b> (区で委嘱した相談員)	英語・中国語による日常生活全般についての相談	面談または電話	-	英語 第2火曜日 中国語 第2・第4木曜日	午前9時～午後5時 ※受付は午後4時30分まで	受付時間内に直接おいでください TEL.3777-2000	